

国立大学法人兵庫教育大学学長選考会議（第5回）議事要旨

日 時 平成27年3月16日（月） 15時50分～17時00分
場 所 神戸ハーバーランドキャンパス会議室
出席者 11人
議 事

審議に先立ち、総務課長から事前に配付した議事要旨（案）に対する修正について説明が行われ、前回（第4回）の議事要旨について配付資料のとおり了承された。

引き続き、議長から、（1）本日の審議事項について、現在継続審議としている案件に先立ち、今年度中に対応が必要となる案件を審議すること。（2）現在継続審議としている学長選考基準及び学長候補者選考方法の検討事項については、本日の審議で了承されなかった場合は、学内委員の任期を考慮し、今年度中に日程調整のうえ、本会議を開催し審議することについて提案があり、了承された。

1 審議事項

（1）国立大学法人法及び国立大学法人法施行規則の一部改正に伴う学長選考規則等の改正について

議長及び総務課長から、配付資料2-1～-4に基づき、国立大学法人法及び国立大学法人法施行規則の一部改正に伴う学長選考規則等の改正について説明が行われ、審議の結果、原案のとおり了承された。

（2）国立大学法人兵庫教育大学学長選考基準について

議長及び総務課長から、配付資料3に基づき、前回の意見を反映させた学長選考基準（案）について説明が行われ、審議の結果、原案のとおり了承された。

（3）学長候補者選考方法の検討事項について

議長及び総務課長から、配付資料4-1～-3に基づき、学長候補者選考方法の検討事項について前回の質疑に対する説明が行われた。

次いで、種々意見交換が行われ、次回継続して審議することとされた。

主な意見は次のとおり

- 意向聴取は学長選考会議が必要と認めた場合に実施することができ、その結果は参考とする、という内容が良いと思う。
- できる規定にした場合、できる場合をつめておいた方が良い。
- 意向聴取の実施について、本学の規定では、学長選考規則第10条で「意向聴取の結果を参考にしつつ」とあり、あくまで参考であるということを規定しており、ガバナンス改革の内容に抵触するものではないため、改正する必要はないのではないか。
- 現行規定では、実施することが前提であるが、できる規定にすれば、「必要と認めた場合には」というような注釈がつくことになると思う。過半数で実施する場面が一般的だと思うが、そのことを今決めておく必要があるのか。その時の学長選考会議委員が決定すればよいのではないか。
- 意向聴取はできると規定し、学長選考会議の中で決定する。あるいは過半数の賛成をもって決定する、とするのが良いのではないか。でなければ法改正の趣旨からはずれたものとなる。